

■スポーツクラブ：

スポーツ集団としての典型的なスポーツ組織であり、これまでの地域スポーツ振興施策ではスポーツクラブ育成がその中核となってきた。ある特定のスポーツ種目を楽しむことを目的に結成されることが多く、活動の継続性や合理性、組織性、自主性が期待される活動である。同じ仲間同じスポーツ種目を行っているスポーツクラブが多いが、これらスポーツクラブの中には、多種目の活動を行うクラブもあれば、地域住民に対して自分たちが行ってきた活動を広めるためにスポーツ教室等を主催するなどスポーツ経営体としての性格を持つクラブもある。

■スポーツ経営体：

スポーツ経営体は地域住民に対して各種のスポーツサービスを提供する機能を持つスポーツ組織である。これらスポーツ経営体には、地域住民が自主的にスポーツ組織の構成員として参加し、構成員の主体性を発揮しながら活動をしている組織タイプと、全国的レベルのスポーツ組織に加入し、市町村レベルのスポーツ組織として活動しているものがある。

前者では、地区のスポーツ活動を支えるために地区毎に組織された体育振興会や、住民の身近なスポーツ施設としての学校体育施設を管理運営する学校開放運営委員会等がその例としてあげられる。また、近年では特定非営利活動促進法⁵によって結成されたスポーツNPO、スポーツ振興基本計画⁶に沿って組織される総合型地域スポーツクラブがスポーツ経営体の典型的な例としてあげられる。

後者の例として、伝統的に活動してきた体育協会は種目別競技団体としての組織として、各種目の普及や競技力向上にかかわるスポーツ事業を展開してきている。体育協会の中にはスポーツ少年団が組織され、子どもたちのスポーツ振興事業も行ってきている。また、市町村での数は多くはないものの、日本レクリエーション協会の下部

組織が市区町村に組織されレクリエーション活動の支援をしている場合もある。これらの組織は、行政組織の一部としてみることもできるが、その本来の機能はスポーツ経営体としての機能に求めることができる。

■スポーツ行政体：

スポーツ行政体とは、法制度に則って地域のスポーツ推進施策を展開するスポーツ組織である。その中心は教育委員会の生涯スポーツあるいは社会体育担当部局であるが、近年、担当部局が教育委員会を離れ、首長部局に移管する自治体も出てきている。また、生涯スポーツ以外の部局が地域スポーツ振興施策にかかわることも多い。規模の大きな自治体になると、スポーツ推進施策について諮問を受けるスポーツ推進審議会⁷といったスポーツ組織を設置している自治体もある。また、すべての市区町村にはスポーツ推進委員⁸協議会が組織され、各市区町村のスポーツ推進事業の支援を行っている。スポーツ推進委員は、法的な背景から、スポーツ行政体としての性格を強く持つものの、地域住民への委嘱という制度的な仕組みから見れば、今まで以上に自主的なスポーツ事業を展開したり、地域内のスポーツ事業の連絡調整を行うなど、スポーツ経営体としての性格をより強く打ち出すことが期待される。

市区町村の中には行政の外郭団体としてのスポーツ振興財団や公社を組織し、スポーツ施設の管理運営やスポーツ事業を委託している自治体もある。これら財団や公社は、純粋な行政体ではないものの、行政からの委託事業を行うため、行政と強い関係を持ちながら公共スポーツ施設の経営管理を行わなければならない。

■関係的な地域スポーツ組織：

地域スポーツ振興のために結成された組織ではないが、地域生活を豊かにする活動の一環として各種のスポーツサービスを提供するはたらきを持っている組織である。自治会や町内会、子ども会などがその例にあげられる。

5 特定非営利活動促進法不特定多数のもの利益の増進に寄与することを目的とした特定非営利活動を行う団体に対して法人格を付与することにより、市民が行う自由な社会貢献活動を促進し公益の増進を目的とした法律で、1998年に成立された。NPO(Non Profit Organization)法ともいわれる。文化・芸術又はスポーツ活動の振興を図る活動も特定非営利活動として認められている。

6 スポーツ振興基本計画 2000年に文部科学省が示した国のスポーツ振興計画。生涯スポーツの振興、国際競技力の向上、学校体育と生涯スポーツ・競技力向上との連携を柱としている。生涯スポーツの振興策の中には、2010年までに市区町村に少なくとも一つは総合型地域スポーツクラブを育成すると計画された。

7 スポーツ推進審議会 1961年に施行されたスポーツ振興法が、2011年8月にスポーツ基本法に改定された。この基本法の中では、都道府県や市区町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、スポーツ推進審議会を置くことができた。この審議会は、都道府県知事や市区町村長の諮問を受け、当該自治体のスポーツ推進について建議することを目的とした組織である。スポーツ振興法では、スポーツ振興審議会とされていた。

8 スポーツ推進委員 2011年8月に施行されたスポーツ基本法に規定された非常勤公務員で、スポーツ推進に関する諸事業の連絡調整をするコーディネーターとして、また住民に対してスポーツの指導・助言を行うことを目的としている。スポーツ振興法では、体育指導委員と呼ばれていた指導者およびその組織であり、当面の間、体育指導委員をスポーツ推進委員と見なすとされている。